

ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護 重要事項説明書

令和 6 年 8 月 1 日現在

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0436-96-1148 (午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分まで)

担当 大曾根朗子 (副主任生活相談員) 緒形友理 (介護支援専門員)

2 特別養護老人ホーム市原園の概要

① 提供できるサービスの種類

施 設 名	特別養護老人ホーム市原園
所 在 地	千葉県市原市万田野 732 番地 6
介護保険指定 事業者番号	ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護 (千葉県 1272400068 号)

② 同施設の職員体制

介護職員	常勤,非常勤	3(1) 名	介護福祉士,ヘルパー2級など
------	--------	-----------	----------------

③ 同施設の概要

定 員	50 名 (短期入所 10 名)
居 室	1 人部屋 (短期入所 10 室) 1 室の面積 15.50～16.00 m ²
リ ビ ン グ	ユニット毎に 135.67 m ²
浴 室	特別浴室 1 室に特殊浴槽 2 台、ユニット毎に個浴室 6 室
機能回復訓練室	1 室 面積 42.88 m ²
医 務 室	1 室
靈 安 室	1 室

3 サービス内容

- ① 食事 ② 入浴 ③ 排泄介助 ④ 機能訓練 ⑤ 生活相談 ⑥ 健康管理
 ⑦ 移動・散歩の介助 ⑧ 環境整備 等

ご希望の方は、理美容サービスもご利用出来ます。(別途費用)

4 利用料金

サービスの対価として【契約書別紙】に定める料金のとおりです。

5 短期入所生活介護の中止、終了

中止 (キャンセル)、終了については、【契約書別紙】のとおりです。

6 当施設のサービスの特徴等

1) 運営の方針

- ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

特別養護老人ホーム市原園

2) サービス利用のために

- ・男性介護職員の有無・・・有
- ・従業員への研修の有無・・・有
- ・サービスマニュアルの作成・・・有
- ・身体拘束・・・無

3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会・・・面会簿を記入し、いつでも自由にできます。
- ・飲酒、喫煙・・・マナーをお守り頂き、原則として自由です。
- ・設備、器具の利用・・・自由に利用できます。
- ・金銭、貴重品の管理・・・自己管理を原則としますが、希望により預かりできます。
- ・所持品の持ち込み・・・テレビ、ラジオ等自由。私物倉庫は有りません。
- ・宗教活動・・・原則自由ですか、他人への布教活動等は禁止します。
- ・ペット・・・禁止しております。

7 緊急時の対応

ご利用者の様態に変化があった場合は、ご家族の方に速やかに連絡し指示を仰ぎます。
※ 緊急連絡先は、【契約書別紙】にご記入下さい。

8 非常災害対策

- ・災害時の対応 昭和村消防計画に基づき、適正な初動活動に努めると共に、ご利用者の安全な避難誘導、救出に努める。
- ・防災設備 自動火災報知器、非常通報装置、スプリンクラー設備、非常自家発電装置、屋内消火栓設備、消火器など
- ・防災訓練 年4回実施
- ・防火管理者 軽費老人ホーム 溪泉荘
施設長 泉 哲也

9 サービス内容に関する相談、苦情

1)苦情解決責任者 施設長 佐久間 貴弘

2)ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護ご利用者相談、苦情担当

担当窓口 泉水 陽子(事務長) 大曾根 朗子(副主任生活相談員)

電話 0436-96-1148 (午前9時00分~午後5時00分まで)

3)当法人第三者委員(実施なし)

明賀 彦之 氏 0436-98-0126 佐久間 茂男 氏 0436-96-1873

4)その他

当法人以外に、県市町村の相談、苦情窓口に苦情を伝えることができます。

・千葉県適正化委員会(千葉県社会福祉協議会)

043-246-0294

・千葉県国民健康保険団体連合会

介護保険課 苦情処理係

043-254-7428

・千葉県健康福祉部高齢者福祉課

介護保険事業所等に関する電話相談

043-223-2387

施設介護等に関する電話相談

043-221-3020

・市原市役所 健康福祉部 高齢者支援課

0436-22-1111